

平成26年度

「求荷求車情報システム普及促進事業」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

平成26年10月1日～平成27年2月27日

先着順で受付し、予算をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

2. 申請対象者

求荷求車情報システムの利用を平成26年4月1日以降に新たに開始した会員事業者。

3. 助成対象費用

- ① 求荷求車情報システム利用料等（端末利用料等）及び保険料（荷物保険・運送代金保証保険等）とする。
- ② 平成26年4月1日から平成27年3月31日迄の対象費用で平成26年4月1日から平成27年2月27日までに支払われたもの。（平成26年4月1日以降発行の領収書等（写）が必要です。）
- ③ 但し、平成27年2月27日以降に残余期間がある場合、平成27年度当予算がないため、本年度のみの助成とさせていただきます。

4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 助成対象費用の2分の1（円未満切捨てとする）
- (2) 予算枠 鳥ト協：132,000円

5. 申請書・実績報告書提出期限および提出書類

- (1) 期 限 平成27年2月27日
- (2) 申請方法
一括または分割申請（2回程度）
対象費用の支払期間が長期となりますので、分けて申請が可能ですが、2回程度にして下さい。
- (3) 提出書類
 - ① 求荷求車情報システム普及促進事業助成金交付申請書兼実績報告書（請求書）（様式1）
 - ② 助成対象費用の請求明細がわかるのも（費用の対象月が明記されたもの）
助成対象費用以外の記載があっても可（③と同額なもの）
 - ③ 助成対象費用の支払が確認できるもの（②と同額なもの）

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

求荷求車情報システム普及促進事業助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
平成25年 8月 1日 制定

(目 的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）の経営の安定のため、求荷求車情報システムの利用促進を推進し、会員事業者の負担する求荷求車情報システムの利用費用の一部を助成する。

(助成対象費用)

第2条 助成の対象となる費用は、求荷求車情報システムの利用に必要な利用料等（端末利用料等）および保険料（荷物保険・運送代金保証保険等）（以下「対象費用」という。）で、求荷求車情報システムの利用を平成25年4月1日以降に新たに開始し、開始後1年以内の次の各号のとおりとする。

ただし、対象費用の消費税は、助成の対象外とする。

① 4月1日から翌年3月31日までの対象費用で第4条第1項の交付申請・実績報告・助成金請求書の提出日までに支払われたものとする。

② 前1号の期間が1年未満の場合は、残余期間の対象費用を翌年度の助成対象費用とすることができる。

ただし、残余期間の対象費用は、残余期間の年度内の第4条第1項の交付申請・実績報告・助成金請求書の提出日までに支払われたものとする。

(助成金の交付額)

第3条 第2条の助成対象費用の2分の1とし、円未満切捨てとする。

(交付申請・実績報告・助成金請求)

第4条 会員事業者は、様式1の「求荷求車情報システム普及促進事業助成金交付申請書兼実績報告書（請求書）」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ交付申請・実績報告・助成金請求をする。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

また、予算が計上されていない場合は、受付は行わないものとする。

2 前項の交付申請・実績報告・助成金請求に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第5条 鳥ト協は、前条の求荷求車情報システム普及促進事業助成金交付申請書兼実績報告書（請求書）の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは様式2の「求荷求車情報システム普及促進事業助成金交付決定通知書」により申請者へ通知し、会員事業者へ助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附 則

本要綱は平成25年4月1日より施行する。